

令和8年度環境学習エコツアー一運営業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度環境学習エコツアー一運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

3 業務の目的

市内の小学生とその保護者を対象に、地球温暖化防止に取り組む企業や施設等を見学するツアーを実施することで、地球温暖化防止の意識啓発を図るとともに家庭での省エネ等の行動につなげることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) ツアーの実施

事前準備を含めたツアーの実施及びこれに関する業務を行うこと。

ア ツアーの概要

名称 環境学習エコツアー

期間 令和8年8月（1回かつ半日程度の予定）

場所 地球温暖化防止の取組を見学することのできる市内2施設

参加者 市内在住の小学生及びその保護者30名程度

イ 業務内容

① 打合せ

契約締結後、速やかに本市と打合せを行うこと。打合せは、契約締結後からイベント実施日までの期間、本市の求めに応じ適宜実施する。打合せ終了後、速やかに議事録を作成して提出すること。

② 見学施設の選定

契約締結後速やかに、業務の目的を満たす施設を見学先として2施設以上提案し、本市との協議の上、見学施設を決定すること。なお、ツアー参加費は無料とし、参加費用のかからない施設を提案すること。

③ 見学施設等の調整

見学施設の決定後は、見学施設の担当者と打合せを適宜実施し、見学時間、見学内容等を調整すること。

④ ツアーバスの賃借

当日使用する貸切バス1台を調達し、契約を締結すること。賃借料については、業者指定の入金期日までに、所定の口座に振り込むこと。なお、使用する貸切バスは、業務の目的に鑑み、BDFを使用する等の環境性能の高いものとするのが望ましい。

⑤ 日程表・進行表の作成

当日の日程表及び進行表を作成すること。

ウ 参加者の受付管理

参加申込の受付及び管理を行う。参加者には参加決定の通知及びツアー当日についての案内通知を送付すること。なお、参加者の募集については、本市の広報誌等で本市が募集する。

エ 参加者の保険加入

事故発生時の損害賠償に備えて参加者の損害賠償責任保険加入等の措置を取ること。なお、損害賠償責任保険加入等の手配に係る費用は、全て受託者が負担すること。

オ ツアー当日の運営

参加者の出欠確認・アテンド、見学施設への連絡・時間調整等、車内アナウンスを含む添乗員業務を行う。

カ アンケート調査

参加者へ事業効果を計るアンケート調査を行い集計すること。なお、アンケート調査の内容については、本市へ確認すること。

キ 報告

ツアー実施中に事故等が発生した場合には直ちに本市に報告すること。また、実施したアンケート調査のとりまとめ結果を報告すること。

ク その他

荒天等により、ツアーの実施が困難な場合は、市の判断によりツアーを中止することがある。中止の場合には開始5時間前までに受託者へ連絡する。参加者への連絡を受託者から速やかに行うこと。

(2) 広報素材等の提供

- ・参加者の募集等、ツアー実施前の広報に活用するため、見学先の概要資料等を提出すること。
- ・ツアー実施後に、本市の Web サイトで本事業の紹介を行うため、ツアー当日の写真等を撮影し提出すること。なお、撮影の際には、本事業広報のために使用する旨の本人同意を取る。

5 成果品

受託者は、成果品として以下の内容の報告書を提出すること。

- ・実施内容、記録用写真、制作物の画像・仕様を取りまとめた電子データ（PDF）
- ・制作物の原稿データ（可能な限り Microsoft Office Professional Plus 2019 にて使用できるもの）

6 その他

- (1) 本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。
- (2) 本仕様書に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、本市と協議すること。

(3) 本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、本市の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(4) 事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を本市に報告すること。

(5) 業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。